

経営財務かわら版

一步先を目指す経営者のための情報紙

第 139 号

令和 7 年 2 月

発行：税理士法人杉田会計アソシエイツ
〒163-0644
東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 44F
TEL(03)5322-3591 FAX(03)5323-3660

昨年 12 月 27 日に閣議決定された令和 7 年度税制改正の大綱に基づき、改正内容のポイントをお伝えいたします。

法人課税関係

※中小企業等々の法人税の軽減税率の特例

中小企業等々の法人税の軽減税率の特例（15%）について、①所得金額が 10 億円超の法人の税率を 17% に上げ、②適用対象法人から通算法人を除外した上で、適用期限を 2 年延長（令和 9 年 3 月 31 日）する。

改正後の資本金 1 億円以下の普通法人等の税率

所得金額 800 万円超の部		23.2%
所得金額 800 万円以下の部分	適用除外事業者（過去 3 年間の所得金額が 15 億円を超える法人）・通算法人	19%
	所得金額 10 億円超の法人	17%
	上記以外の法人	15%

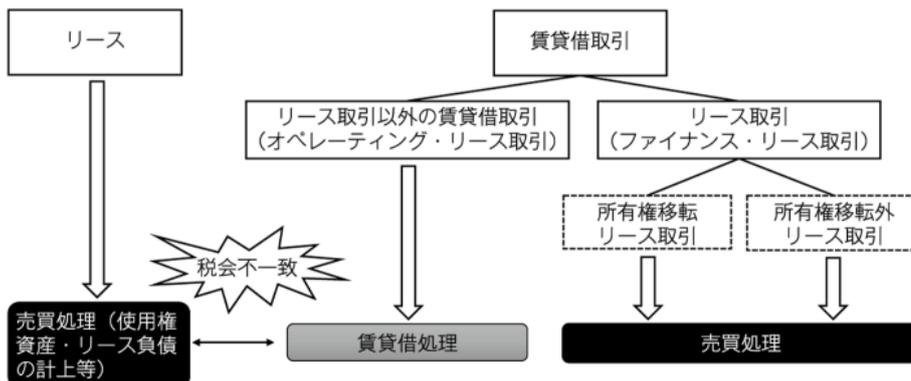
※新リース会計基準への対応

オペレーティング・リースについて、新リース会計基準では賃貸借処理が認められなくなる一方で、法人税では賃貸借料として「債務の確定した部分の金額」の損金算入を認める（賃貸借処理を維持）。

借手における新リース会計基準と法人税のリースの分類等（イメージ）

〈新リース会計基準（会計処理）〉

〈法人税処理〉



ポイント

新リース会計基準は、従来のリース取引以外も対象としているため、確認すべき取引が多い。上場企業関係の関与先について、対応の要否の早めの確認が必要。

税務通信 3834 号より

企業会計基準委員会（ASBJ）が昨年 9 月に公表した新リース会計基準では、借手の会計処理において、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類がなくなり、原則すべてのリースについて使用権資産とリース負債を貸借対照表に計上し（オンバランス）、使用権資産に係る減価償却費とリース負債に係る利息相当額を損益計算書に計上することになった。

申告調整が必要となるものは、借手における法人税処理の大枠に変更はない。新リース会計基準にかかわらず、ファイナンス・リース取引（法人税法上のリース取引）は「売買処理（売買があったものとして所得計算をする）」、オペレーティング・リース取引は「賃貸借処理」による。

※中小企業投資促進税制

みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式、又は出資から、「判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合で、かつ一定の承認会社とその農地所有適格法人の発行済株式等の 50% を超える株式等を有する場合におけるその株式等」を除外したうえで適用期間を 2 年延長する。

※中小企業経営強化税制

「特定経営力控除設備等」の見直し等を行った上で、適用期間を 2 年間延長する。具体的には、「特定経営力向上設備等」のうち、生産性向上設備（A 類型）と収益力強化設備（B 類型）に一定の見直しを行うほか、「特定経営力向上設備等」の範囲から、デジタル化設備（C 類型）と暗号資産マイニング業の用に供する設備を除外する。また、収益力強化設備（B 類型）については、売上高 100 億円を目指す中小企業への拡充措置を講ずる。

中小企業経営強化税制

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や制作等をした場合に、即時償却又は税額控除が選択適用できる。

※地方創成応援税制（企業版ふるさと納税）

必要な見直しを講じたうえで、適用期間を 3 年延長する。